

決議案第1号

令和元年6月26日

加東市議会議長 小 紫 泰 良 様

提出者 加東市議会議員

賛成者 同 上

小川忠市
長谷川博雄
桑原繁里
山本通廣

東条地域小中一貫校建設に係る実施設計の積算に関する検査を実施する
決議

上記の決議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

東条地域小中一貫校建設に係る実施設計の積算に関する検査を実施する決議

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記

1 検査事項

東条地域小中一貫校建設に係る実施設計の積算に関する事項

2 検査方法

- (1) 関係書類の提出を求める。
- (2) 検査は加東市議会委員会条例第6条の規定により6名で構成する「東条地域小中一貫校実施設計業務検査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3 検査権限

本議会は1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を東条地域小中一貫校実施設計業務検査特別委員会に委任する。

4 検査期限

東条地域小中一貫校実施設計業務検査特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

(提案理由)

東条地域小中一貫校建設に係る入札が不調に終わったことを受け、加東市の実施した積算が適切であったか、確認する必要があるため。

(内 容)

平成30年度に実施された、東条地域小中一貫校建設に係る実施設計の積算について、議会では資材等の高騰も織り込んだ積算がなされているとの説明を受けていた。

今回の入札不調を受け、積算が適切であったか確認するため、議会の検査権による調査を実施し、もって市民への説明責任を果たす。